

副官		参	参謀長
	日	A	

後馬士部

復員規定質疑回答

昭和二十年十二月二十二日
田中集團司令部

21.1.24

0811

支那派遣軍復員規定

質

疑

回

質疑回答

答

第五條第三號

沖繩籍ノ者ニシテ内地親戚ヘ一應歸還シ

ル後本籍地ヘ歸還程度希望ヲ有シヤ

ルモノアルモ差支ナキヤ(奥田部隊)

ノ還送患者輸送間ノ診療業務ノ為ノ衛生

部員ノ數(患者數ニ對スル比率)及輸送間所要

衛生材料等ハ別ニ示サルモノナリヤ

又之等ノ患者護送員ハ其ノ任務終了後ニ復

員本部長ノ指示ニ依リ行動スルコトナル

ヘキモ部隊ニ於テハ人員掌握上如何ナル取扱

ヲ為スヘキヤ (山田部隊)

第八條

留年業務關係書類ハ部隊毎ニ携行シ復

直接沖繩ニ歸還セシムル如ク

セラレ度

前内地ニ在リタル沖繩籍兵

全員沖繩ニ引揚ラルル位ニ定

リ參考迄

軍ヨリ其ノ程度指示ス

護送員トシテ内地ニ歸還シク

ル者ハ本屬部隊人員ヨリ削除ス

ルコトナリ在籍セシメ本屬部隊

復員完結後復員本部ニ到リ

處理ス

他ノ各書類ハ先發セシコトヲ明

瞭ナラシメ置クモノトス

員本部ニ提出スルノ意ナリヤ (直 兵 團)

第九條

復員本部へ單ノ先遣隊派遣ノ際、各隊ヨリ
重要人員ヲ同行セシメ復員完結日ノ業務ヲ
進捗ヲ圖リ度 (角 和 部隊)

第十三條

復員式ノ式次第ヲ承リ度

(中 田 部隊)

第十四條

ノ残置人員約一五〇名以下ノ部隊下士官一名
復員ノ際任官スル適任者タル現役進士官若
クハ豫備役伍長ヲ充用スル豫定ナルモ差支

ナキヤ

(田中角和
進藤國岡
奥野部隊)

項ノ意ナリ

總單復員規定附表第一其ニ
以外ノ人員ノ派遣ハ目下ノ處
遣セラレサル豫定ナリ特ニ派遣
ヲ必要トセハ其ノ理由承リ度

上陸時復員本部(同出乘船)
ヨリ指示セラルヘシモノニシテ目下
不明ナリ

差支ナキモ残置人員ノ任務ニ
鑑ミ選定ニハ特ニ留意セラレ
度

之残務整理要員ハ兵科部別ノ部隊長ニ決定
シテ可ナリヤ

(福田部隊)

之残務整理要員ハ所屬部隊ニ於テ隊隊長召集
解除並ニ各種證明書附與後第十六條ニ據リ
處置スヘキモノナリヤ

(飯野部隊)

之残務整理要員ハ一五〇名以下ノ部隊ニ在リテ
ハ部隊長及下士官一名ヲ意味シ之ヲ實施
スヘキモノナリヤ或ハ其他所要ノ人員ヲ一時殘
置シ得ルモノナリヤ 又残務整理期間、基準
承り度

(純野部隊)

兵科各部隊何レモモ差支ナシ

残務整理要員タル下士官以下ノ
部隊復員完結ノ時ヲ以テ支那
派遣軍總司令部ニ轉属スル
モノトス

從ツテ本人等ニ交付スヘキ各種
證明書(證書)等(受傷罹患
證明書、交付後轉属)ハ其ノ附
與ニ關スル資料ヲ被轉属部
隊ニ送付スルモノトス
(總軍規定第三十條参照)

一五〇名以下ノ部隊ニ在リテ批
下士官(判任文官)一名ヲ標準
トシテ得サレ場合ノ外規定
人員ヲ超ヘサルモノトス
蓋シ本件ハ上陸地ニ於テハ收容
設備等狹隘ナルニ其原因スルモノ
ナリ故ニ各部隊ニ於テハ書類ノ
整備ハ上陸前ニ概テ之ヲ完了スル
如ク努力スルコト取要ナリ
部隊長及副官、残留本表外ト
ス残務整理期間、基準ハ示サ
アラズ故に整理完了ト共ニ歸隊スルコトト
ナルヘシ

本隊置人員ハ量ニ單ニ於テ調査セシ復員本
部要員ト同一、モノナリヤ (後藤部隊)

ノ將校職務命課一覽表ニ現地除隊ノ者ヲ含
ミ記載スルヤ或ハ復員完結時ノ所屬人員ノミ

ニ付調査スルヤ (純 兵團)

名簿刑者連名簿ニ既ニ轉屬セシモノヲ含ミ部隊
編成以來ノモノヲ記載スルモノナリヤ或ハ復員

完結時ノ所屬人員ニ付調査セハ可ナリヤ

(純 中 部 兵 團)

還送患者連名簿ハ復員業務ノ参考ニ依レ
ハ上陸後速カニ復員本部ニ到リ調査スル加
ヒラシアルモ外地病院長ハ患者ヲ還送シタル
場合其ノ都度所屬部隊ニ通報シ之ニ基キ歸

全然別個ノモノトス
量ニ單ニ於テ調査セシ人員ハ
隊ヨリハ採用セラシス

現地除隊ノモノモ含ムモノトス
從ツテ本人ノ命課ヨリハ除隊
當日ナリ

轉屬セシモノハ被轉屬部隊ニ於
テ記載スルモノトシ部隊ニ於テハ
現在員ニ付調査セハ可ナリ

外地病院長ハ患者ヲ内地還送
セル場合ハ其ノ都度之ヲ所屬
部隊長ニ通報スルヲ以テ之ニ
ヨリ意見ノ如ク資料ヲ整理
セラシ度

遷時名簿、調製準備、資料ニスル如何
如何

(純 兵團)

將校備役編入後、住所届及乗船部隊
隊長一覽表各様式、管理官ニ於テ適宜規
定ニテ差支ナキヤ

(純 兵團)
進 藤 部隊

各方面別輸送指揮官、各部隊ニ決定置
クヤ乗船部隊ヲ統一決定スルヤ、各方面別、
限界ヲ明示サレ度

(安 角 和 部隊)
安 田 部隊

獨立部隊長自身ニ係ル關係書類、調製
被配属部隊長之ヲ為スモノナリヤ

(奥 田 部隊)

ノ降隊召集解除者連名簿、官年級、復員
時進級後ノ官年級ナリヤ、又所管名、第

將校備役編入後、住所届
様式ハ中央ヨリ送付セ
乗船部隊隊長一覽表各様式
單ニ於テ統制規定ス

先ツ各部隊ニ於テ決定シ
乗船セハ乗船ノ上級先任指揮
官ニ於テ統一決定スルモノ
各都道府縣別ト解セ、可ナ
(總單規定、第十一條参照)

獨立部隊長自身ニ係ル
人事事項ハ本属長官之ヲ
為スモノナリヤ

見解、通

二十三軍ノコトナリヤ

(後藤部隊)

残留者名簿トハ自隊所属人員ニシテ未タ除隊
(召集解除)セサル者ノ名簿ナリヤ

(後藤部隊)

夕還送患者連名簿ハ病院ト部隊トニ於テ調

製スル如ク示サレアルモ部隊ニ於テ調製ス

要キモモニアラサルヤ (後藤部隊)

除隊(召集解除)者連名簿ハ轉送セサル

將校ヲ含ヒモナリヤ (進藤部隊)

ハ戦時名簿ノ綴込ハ將來ノ整理上徵集年

次毎又ハ聯隊區毎何レカ便ナリヤ

(進藤部隊)

残留者名簿ハ日後整理者部
所在不明者部其部他部
トニ別冊ニ調製スルモノトシ其
他部ニ前二者以外ノ者ニシ
テ未タ除隊(召集解除)セサ
ル人員ヲ記載スルモノナリ

復員本部ニ於テ各部隊毎
ニ人員整理ノ爲ニ非ニ必要ニ付
規定セラレタルモノナリ

現役將校ハ復員ニ是結ト其
別ニ詳令ヲ用ルコトナリ
備役ニ編入スルモ現役將校ヲ
リシモノ及藤備役大佐以上ハ
別ニ名票(願書)ヲ提出スヘ
キヲ以テ除隊(召集解除)者
連名簿ニ記載スルハ藤備役
中佐以下ト承知セラレ度

聯隊區別トシ且役種・徵集
年別トセハ可ナラン

0817

〆残留者名簿(所在不明者、部)ニ記載スル
キモノハ逃亡ノミナリヤ生死不明者モ記載スルヤ
生死不明者モ記載スルヤ

(進藤部隊)

〆將校特別補充、資格、停年四年以上十
ヤ五年以上ナリヤ (進藤部隊)

〆除隊(召集解除)者名簿迄ニ還送患者名
簿、記入ニ終戦時ヨリ始ムルヤ又ニ留年名
簿編製月日(昭二〇四一)ヨリ始ムルヤ

(神田部隊)

〆除隊(召集解除)者連名簿ニ台湾朝鮮
籍単人ヲモ記入スヘキヤ又入院患者モ
合ニ記載スルヤ

(神田部隊)

〆逃亡生死不明者ノ併記
生死不明者モ記載スルヤ

停年算定、終期ハ一月末
五年以上トス
尚波集人高島四九四號ヲ以テ
單ニ於テ詮衡決定スルコト
ナリタルニ付爲念
終戦時ヨリ記入セリ度

台湾朝鮮籍単人ハ合マサル
モトメ
入院患者ニシテ内地還送直後
除隊(召集解除)トナリタル
モノヲ合マシ度

就職希望(決定)者調査、調製、現役
將校ノミナリヤ 下士官共モ含ムナリヤ

(香田部隊)

除隊(召集解除)者連名簿(軍人ノミ
テ軍属ニ關係ナキヤ (宮林部隊)

死亡者連名簿、調製上聯隊区(本籍地)

不明者、其旨記載別葉トシ調製スルモ差

支ナキヤ (宮林部隊)

留年名簿、編成當時、モヨリ全部ヲ整

理シ一部ヲ提出スルモノナリヤ、現在掌握セル

人員ノミヲ整理シ置キ爾後ニ處理シタル

モノヲ記入シ提出シテ可ナルモノナリヤ

(田中部隊)

就職希望(決定)者調査中調査希望者

將校全員トス
准士官以下ニ總軍規定第
四十四條ニ據リ處理セラレ度

其籍ニ編入セラルル軍属、軍人
ニ準シ別冊ニ調製シ置カレ度

差支トシ

留年名簿、調製時(昭三)ハ
二ナリ整理セラレ度

研究ス

ミトシ決定者ハ連名簿(又ハ除外ス)ニ止
ムル如ク改正方詮議アリ度

理由事務複雑ニ比シ實効少キニ依ル

(重藤部隊)

21入院患者恩曲関係書類トハ同規定由

三十條ハ證明書等ヲ指稱スルモノナリヤ

(重藤部隊)
佐野部隊
佐木部隊

22各連連名簿ニ記載スヘキ連名簿ハ所管官

ハ役員管理官ノ部隊荒例ハ独立歩兵

第〇旅團ニテ可ナリヤ (肝 兵團)

23提出書類ノ部数ハ各一都宛ト承知可

ナリヤ (中田部隊)

24死亡者連名簿ハ波集副留第六荒ニ據リ

現認(事實)證明書、病歴書
決定(兼發)改正(轉送)證
明書、恩給診断書(資料)等
ヲ指スモノトス

独立旅團ニ在リテハ第二十三軍
トス

特ニ示スモノノ外一都ト解セ
ラレ度

新ニ調製ノ要ナシ

調製ニアルモ本規定ニ依リ新ニ調製ヲ要スルヤ

スルヤ

(飯野部隊)

以還送患者名簿ハ復員業務ノ長考其ノ一

第一章四ニ依リ復員本部ヨリ派遣セラルル

連絡官ニ提出スヘクアリ 同参考第三章

第一節第三ニ款ノ四ニ勤務整理員復員

本部ニ到リ調製スヘク指示アリ之ヲ關係

如何

(飯野部隊)

26 就職希望(決定)者調書備考第一號

ノ「現役佐官以下全員」ノ見解如何

(直 兵團)

以生死不明者連名簿ハ先般提出セシ所

在不明者全員ヲ記載スルヤ又逃セノミナ

ルヤ先般提出セシ所在不明者ハ單ニ於

上陸時提出スヘキモノハ還送患者
者ヲ乗船セシメアル衛生機関
(又ハ護送員)ヨリ提出スルモノト
シ一飯野部隊ヨリ提出スヘキモノ
ハ復員完結後復員本部係
管ノ還送患者名簿ニ依リ調
製整理ノ上提出スヘキモノト
ス

將校全員ニ付調製セラレ
度

眞ニ生死不明ナルモノノミトシ
逃セ及所在不明者ハ含マサルモ
ノトス
尚先般單ニ各兵團(部隊)ヨ
リ提出セラレタル所在不明者

于處理後部隊ニ責任アルモノミ同連名簿ニ記載スルモノト解スルモ如何

(直 兵團)

召處刑者連名簿ニハ滿刑者及不起訴恩赦無罪等將來歸還後刑ヲ執行セサルモノハ記載セサルモノト解ス如何

又規定ニハ支那事變發生以來トアルモ既ニ刑ノ終了セル者又現地除隊セル者モ記載スヘキヤ

一第 十七條

沖繩ニ歸還スヘキモノトアルハ沖繩ニ本籍ヲ有スルモノ全員ヲ歸還セシムルノ意味ナ

名簿ハ其ノ人員數實定ニ尠大ニシテ然モ所在不明者トシテ報告セラレアル人員ニシテ其病院ニ入院中ノ人員相當アリテ部隊ニ於テ極力調査上提出セシメタルヤ疑念ハ抱フモ、アリ現在極力究明セサレハ復員員元結後殘存救護者ノミニテ處理ヲ要スル切ナルヲ以テ再檢討ヲ切望ス

無罪及不起訴處分ヲ受ケタ者記載ヲ要セサルモ滿刑者ハ記載スルモノトス
恩赦ヲ受ケ刑ノ執行ヲ要セサルニ至リタルモノハ摘要欄ニ其旨記載ス
現地除隊者及刑ノ終了セル者モ記載スルモノトシ其旨摘要欄ニ記載ス

沖繩ニ本籍ヲ有スルモノ及其他者ニシテ沖繩ニ歸還ヲ希望スル人員ヲ謂フモノナリ

6

0822

リヤ

留置津籠ニ本籍ヲ有スルモ留置筆ヲ九州
等ニ分散シアルモノハ本人ノ意向ニ依リ留
置筆ヲ九州ニ歸還セシメ得ルモノナリヤ

(佐々木副隊)

一 第十八條

ノ徳員ノ完結時進級見込者ハ進級シ得ルモ
ノレシテ戦時名簿及留置名簿等整理シ
置キ差支ナキヤ

(前知副隊)

進級ノ詮衡ハ下士官ニ限り文官ノ雇傭
人ニ對シテハ詮衡セラレサルモノナリヤ

詮衡セラルルトセハ本局官廳廢廳トナ
ス處ニ部外ヨリノ從軍文官以下(台湾
總督府ノ者)ニ對シテモ考慮セラレ度

(鐵道部)

直接津籠ニ歸還セシメラレ度
留置筆ハ内地ヨリ引揚ラレ
ル豫定

差支ナキモ人專極秘事項ニ
付成ルハク復員直前トセラ
レ度

十月三十日附被集人並
第一四七號参照セラレ度

考慮シアリ

八月二十日附進級者ニシテ十八條ノ進級停
年ヲ有スルモノハ復員時進級セシメテ可ナリ
ヤ

(國岡部隊)

第十八條ノ停年ヲ有スル特別幹部候補
生ハ同條該當者トシテ進級セシメ可ナリヤ

(國岡部隊)

第十八條ニ據ル下士官兵ノ進級ハ所管
長官ハ拔擢上申ニ要スト解ニ差又ナキヤ

(安田部隊)

八月二十日以降ニ於ケル軍人
進級ノ進級及昇給ハ總人電
第一一六號ヲ以テ停止セラレ其
後ニ於ケル下士官ノ進級ハ
八月定期技能時期ニ發令
セラレ得サリシ者ニ對スル有資
格者ニ付遡及技能決定スル
如ク定メラレサリ。貴部隊ニ
於ケル進級者ハ右ニ該當スル
モノナリヤ。又ハ前所管ヨリ進級
ニ關スル通牒ノ下ニ實施セラレタ
ルモノナリヤ
前者ニ於ケル進級者ニシテ十月
末日現在進級停年ヲ有スル
モノハ差又ナシ

見解ノ通

第十八條ニ據ル進級ハ軍ニ於テ率ヲ規定

ニ統制セラルルヤ

(北村部隊)

ノ規役豫備役下士官候補者教育終了者ニ

ニ本年十一月末日本規定停年ニ到達セ

ザル者ハ他官セシメ得サルヤ(北村部隊)

ノ内地還送患者ヲ軍事保護院療養

所ニ收容ノ際ノ進級ハ如何ニスヘキヤ

(北村部隊)

陸軍下士官適性證書附與規則第一條

第三項ニ該當スル兵長ニシテ應召後五年

八月ヲ經過スル者ヲ復員完結時主計

伍長ニ任官セシメ得ルヤ (堀井部隊)

以下士官以下ノ進級ニ準シ軍属ノ昇格

(備人員ノ復員ハ雇員ヨリ技手ヘ)ヲ實施シ

第十八條ノ通有資格ニ付ハ統制
ノ上進級任官セシメラルルニ付軍
ニ於テ率ハ統制セマ

下士官候補者教育終了者
ト雖八月二十日以降ハ下士官
ノ補充ハ停止セラレアルニ付
停年ニ到達セザルモハ進級
セシメ得ルヤト

前編部隊長復員完結後
本人ニ通報スルモノトス

八月二十日以降下士官補充
ハセラレザル如ク是メラレアル
ヲ以テ兵科伍長ニ任官セシム
ルヲ至當トス
但シ經理部下士官適性證書
書附與ノ關シハ差支ナシ

十一月三十日波集人普第一
四七號ニ依リ進級實施可
能ナリ

テ可ナリヤ

(佐々木部隊)

ノ隊隊召集解除ノ際下士官以下ヲ進設

セシメタル場合復員時ノ提出書類ハ進

級後ノ階級ニテ差置スルモナリヤ

(肝野部隊)

第十九條

ノ各種證書(證明書)ノ用紙ハ規定ノ用紙

ナキヲ以テ和紙(模造紙)等ヲ以テ調製

スルモ差支ナキヤ

(奥田部隊)

ノ陸軍善行證書ノ石版印刷ニ付重ニ於テ

便宜取計ハレ度

(進藤部隊)

ノ陸軍自動車操縦術技術證明書ノ附與

ニ關シ附與規定ニ示ス關係部隊長ニ檢

定ヲ依頼スルヤ

(進藤部隊)

見解ノ通

差支ナキ

石版印刷機ナキヲ以テ貴隊ニ
於テ毛筆ニ依ルカ騰島版ニ
依ラレ度

十一月二十五日田復參復員部ニ
六荒ニ據リ處理セラレ度

各種證書(證明書)ニ捺印スヘキ職印ハ

副隊長自印ナリヤ又新調製ニ捺

印スルヤ

殿野安田
用和後藤
宮林田中
中田部
純直兵團

各種證明書用紙統制配布セラルルヤ

理由各種證明書用紙ハ鳥ノ子紙ナルヘキ

至部隊ニ所有ナシ軍ニ取纏メ印刷

配布セラルルヲ希望スルモ然ラサル際規格

統一セラル度

(宮林部隊)

陸軍自動車操縦術技術證明書ハ病院

於テハ何レノ部隊ヨリ交付ヲ受クヘキヤ

(北村部隊)
堀井部隊

副隊長ノ自印ヲ使用セ
ラレ度

鳥ノ子紙等軍ニ於テ全然
保有ナク且取纏メ印刷交
付ノ能力モナキ現況ナルヲ以
テ部隊ニ於テ

造紙等適宜ノ用紙ニモ筆
若クハ騰寫刷ニ據リ處理
セラレ度大キカハ成ルヘク規定

ニ據ラルヘキモ止ムヲ得サレハ適
宜ニテ差支ナシ

北永部隊ヨリ交付ヲ受ケ
ラレ度
但ニ手續ハ田某卷復第ニ六號
ニ據ルモトス

ノ各種通任證書中 附與規則ニ依リ師
團長ノ認可ヲ受ケルル如ク規定セラレアル
モ、ハ依然認可ヲ要スルヤ (北村部隊)
第十九條、ノ各部隊長トアルハ獨立部隊
長ヲ謂フモノナリト解シ 獨立部隊長ニ於
テ各種證書(證明書)等該當者ニ交付
シ得ヘキモノト解ス

見解ハ通

尙將校適任證書モ含ムモノト解シ可ナリ

(佐々木部隊)

證書類ハ用紙調轉不能ナルト事發前
捷トニ基キ從單證明書ニ各隊長自筆記
入ヲ以下附ニ代フル方法、可否 取リ度

(中田部隊)

10 陸軍自給中校備證書ヲ附與スル權

除隊(只日本解隊)後該證書
(證明書)ハ規定ニ據ルモノニ
非カリ効力ナキモノトシテ以
テ該證書簡捷等ノ意ニ諒ト
スルモ從單規定ニ據リ交付
セザレ度
尙用紙ノ不足ハ軍ニ請出セ
ラレ度

自給車(農米車)等車輛
9

アハ部隊長ハ、自動中隊指揮官ニ規定
セラシマハ、聯隊長ヲ謂フモノナリヤ

當隊ノ如ク特業兵ヲ命シ長期間操縦
キトシテ勤務シアル技術優秀者ニ對シ當部
隊長ニ於テ附與スルハ不可ナリヤ

(勳章部隊)

ノ各種證明書ハ勤務不良ナルカ又ハ特別
ノ事由アリ以外ノ者ハ全員ニ付附與シテ
差支ナキヤ又ハ陸軍第一八八〇號第九條
歸郷後就職等ノ為ニ要ナル者ノミニ
附與スヘキモノナリヤ (飯野部隊)

一第二十條

ノ受傷(罹病)證明書ハ支那事變發生以
來ノモノヲ本人ノ申立ニ依リ現所屬部隊

編制ノ部隊ノ長トス

十一月二十五日田島參復
ニ米六荒ニ據リ老成理セラレ
度

0829

各種證明書(證明書)附與規
則ニ定メラレアル該當者
付スルモノトス
歸郷後就職等ノ為ニ要
ナルノ理由ヲ以下ノ勤務
不良ナル者及規則ニ該當
セザルモノニ交付スルハ適
當ナラズ

差支ナキ
但シハスシモ戰時名簿ノ記
載ト合致セシムルノ要ナシ

長ニ於テ證明スル如ク解ニアリ差支ナキヤ
 此ノ場合入院ニ至ラズ隊内ニ志願セシ如キ
 整立直ノモノ(特ニマツリ下)ヲモ證明ニ差支ナキ
 ヤ或ハ他ノ戦時名簿ニ合致スル如ク下附
 スルモノナリヤ

中田 田中
 飯野
 宮林部隊
 純 且團

名現認(事實)證明書(前部(中)隊長、該
 證明書焼却ニシタルニ付現部(中)隊長ニ
 於テ調製ニテ可ナリヤ (直 且團)

○戦時名簿ニ添附スヘキ現認(事實)證明
 書ノ範圍如何 即チ入院既往者全部
 ヲ必要トスルヤ(既ニ焼却シ資料ナキモノア
 リ)又隊若ニ依ルマリア外編等モ合ハル
 ルモノナリヤ尚資料ナキ爲調製不能ナ

可ナリ
 但シ田中君恩功第一號爲ハ
 頂参照セラレ宜ク

内北歸還後再發、百受アル
 モノハ半段ヲ七區ニテ現認(事
 實)證明書ヲ調製セラルルヲ
 要ス

ル場合ハ如何ニ處置スヘキヤ(飯野部隊)

4. 受傷(罹病)證明書、内地歸還後ニ於

ケル使用如何 (飯野部隊)

5. 現認(事實)證明書、調査、上調製スヘ

キモ部隊長及軍醫轉任不在、為捺印

不能ナルモ、アリ處置如何

(佐々木部隊)

6. 沖繩、台湾、朝鮮籍、者ニ對シ受傷罹

病證明書ニ交付スルモノナリヤ

(北村部隊)

7. 受傷(罹病)證明書ニ受傷年月日ヲ

記載ノ要ナキヤ (田中部隊)

8. 受傷(罹病)セル者アル時ハ、……ノ項ニ範

圍ヲ限定スル要ナキヤ 在支間ノ受傷(罹

戦地罹患者、一筆ニ証ナル疾病
再發、場合、單事、保護院
患者、療養所、單事、於テ、世
診療ヲ受ケル、特曲ヲ、單事、受
スル為、思考ス

現部隊長、自書高證明、原
本ト相違ナキコトヲ證明シ
ヲ以テ、處理セラシ、前以

必要ナキモノト思考スルモ
研究ス

記載スルヲ適當トスヘシ

戦時名簿ハ、記入及事實員
證明書、添付ハ、一筆、罹患者
全員ニ付、實施シ受傷(罹患者)

患)者數ハ極メテ多數ニシテ概ネ性症病
以外ハ一症ナシハ總テ公務ニ起因シマリ

(櫻井部隊)
塚本部隊

シ在支間受傷(罹患)シ現在健康ニシテ障
碍ヲ残サズ勤務シアル者ニシテ頻回轉属シ
夾レル兵員ニ就テ如何ナル現認(事實)
證明書等ヲ作製スレハ可ナリヤ

(櫻井部隊)

此ノ項ニ規定シアル罹患ハ風土病、結核
癩等特殊ナル疾病ニ限ツテ如何

(櫻井部隊)

ハ受傷(罹患)證明書、取扱者印ハ副
官ナリヤ 軍醫ナリヤ (福田部隊)

證明書ハ戰傷及内地歸還
後再發ノ患アルモノニ付調
製セラレシ度

上記ノ如キ状態ニシテ調製
用難ナラハ調製ノ必要ナ
シ

發病状況、疾病、經過後
胎症、其他、状況ニ依リ使
シモ限定シ得サレモノアルヲ以
テ軍醫カ詳細ニ檢計シテ
書類調製ノ要否ヲ決定スルヲ
至當トス

軍醫トス

0832

12 縦軍證明書ノ「戦傷及戦病」欄ニ記入セルモノハ
凡テ受傷(罹患)證明書ヲ交付シ両方共ニ合致
セシムルノ要アリヤ

(塚本 部隊)

13 受傷(罹患)證明書ノ用紙如何、又證明月日ハ
何日ナリヤ

(角 和 部隊)

14 曩ニ軍ヨリ通牒アリタル戦時名簿調製要領ニ
ハ戦傷ノミヲ記入シ戦病ハ不要ノトナリシモ本條ハ
戦病ヲモ記載スル如ク規定セラレアリ如何ニスヘキヤ

(後 藤 部隊)

15 他兵團ヨリ轉入退院者ニシテ事實證明書等
ナキモノハ退院證明書ヲ以テ之ニ代ヘ戦時名簿ニ
添付シテ可ナリヤ

(肝 兵 團)

受傷證明書ハ戦傷者ニ罹病證明書
ハ内地飯塚後再發、瘧アル疾病對
シ發行相成度
從軍證明書ノ戦病欄トハ必ス
モ一致セシムルノ要ナシ

0833

用紙ハ適宜トス但シ内容ハ規定
ニ合致セシムル如クセラレ度
證明月日ハ復員完結ノ日トス

記載スルヲ正當トス

添付シテ差支ナシ

第二十一條

現役下士官ハ豫備役ニ轉役ノ上「現役満期除隊

トアル旨召集解除トスルヤ

(後 藤 部隊)

現役將校(轉役ヲ希望スルモノヲ除ク)ノ轉屬ハ復

員完結ト同時ナリヤ 又ハ残務整理實施後ナリヤ

(飯野 部隊)

第二十二條

上陸ト同時ニ入院セシムヘキ患者ノ入院書類從

前ト同一ナリヤ

(角 和 部隊)

第十八條ニ基ク進級資格者ニシテ部隊復員時

入院中ノ下士官兵ノ進級發令ハ當該内地陸軍病

豫備役ニ編入セハ可ナリ

復員完結ト同時トス

尚本件ハ改正セラルル筈ナリ

從前トス

上陸ト同時ニ除隊(召集解除)

ノ入院書類ニシテ如クナルヲ以テ入院
書類モ自ラ異ルモノナリ

十月廿四日披集人普第廿九號

手帳ヲ處理セシム度

院長及當該内地療養所長ニテ爲スヤ若シ發令
スルトヤハ(田集參復第三號ニ基ク下附書類ヲ除ク)
之カ資料書類又ハ轉屬關係書類等ノ處置ハ
如何ニスヘキヤ

(福田部隊)

運送患者護送員トシテ部隊本部ヨリ先ニ上陸シテ
人員ハ本部上陸ヲ待タズシテ召集解除セラルルモノナ
リヤ
然リトセハ進級發令各種證明書交付ハ乗船前ニス
ルモノト解シ可ナルヤ

(田中部隊)

入院患者上陸後召集解除ニテ收容病院ニ入院セ

ルモノナルヤ然ル時ハ病院長ニ於テ總テヲ處理スヘ

キト見解ス

(田中部隊)

本局ノ此部ハ此ノ意ヲ

復員本部長ノ指示ニ依リ爾後ノ
行動ヲ律スル如ク規定セラレアリ其
ノ細部ハ不明ナルモ恐ラク召集解
除セラルルモノト思考ス依テ各種證
明書ノ交付等ハ出發前ニ完了
シ置ク可トス
進級發令ハ還送患者ニ準シ取
扱モト解ス

見解ノ通

但シ人事關係ハ本局部隊長
之ヲ處理ス

沖繩、臺灣、朝鮮籍入院患者中、治療不可能
ニシテ且該地ニ飯還テ希望者モ田集參復第二號ニ據
リ現地ニ退院セシメテ可ナリヤ 又樺太ノ者ハ内地ト
見做シテ處理シ差支ナキヤ

(北村 部隊)

入院患者中朝鮮、臺灣、沖繩ニ飯還スヘキ人員ハ
努メテ現地ニ於テ治療退院セシムヘキモ長期入院ヲ
要スル者等ハ一時内地ニ還送スヘキモノナルヤ又ハ軍
規定第二十三條ノ人員ト共ニ飯還セシムヘキヤ

(山田 部隊)

不現ニ入院中ノ居留民患者(結核患者三名附添名)
ハ還送患者トシテ取扱得サルモノト思考セララルモ之
カ取敢ハ如何ニススヘキヤ

(山田 部隊)

治療不能者ハ入院セシメ置キ患者ノ儘居留民トシテ同時ニ沖繩
岸ニ輸送スル如クセラレ度
尚樺太ノ者ハ内地ト見做シテ處
理シ差支ナシ

後者ニ據ラレ度

成ルヘク居留民ト共ニ飯還セシムルモ
狀況ニ依リ軍人患者ト共ニ還送スル
コトアルヘシ

入院患者内地ニ還^送セラル以前ニ所屬部隊乘
船出帆セルカ如キ状態ヲ生シタル場合ニ於ケル之カ
取扱ハ如何ナリヤ又之ク身上書類、證據書類
(恩給請求書類)ハ所屬部隊ニ於テ携行スルモ
ナリヤ
(都築部隊)

第二十三條

在監者ニシテ刑期三分ノ一ヲ経過シ假出獄セル既
決囚ノ出獄ニ關スル履歷(戦時名簿)ハ昭和何
年何月何日假出獄ト記入スレハ可ナリヤ出獄ニ關
スル書類受領シアラサル爲整理シ得ス
(都築部隊)

第二十四條

各部隊ヨリ市町村長宛通報スベキ細部具体的

残務整理要員ニ於テ之カ來信者
ヲ待ナテ處理スルモノトス
身上書類等ハ部隊ニ於テ携行
シ上残務整理要員保佐官ニ置カ
レ度

昭和〇年〇月〇日假出獄ト記載
只可ナリ
日附不明ノモノハ軍法務部へ照
會セラレ度

0837

ニ教示サレ度

（直 兵 團）

復員本部長ヨリ其ノ細部指示

ニ市區町村長ニ対スル通報ニ関シテハ復員本部長

セシルモノニシテ現在不明ナリ

ノ指示ヲ受ケ処理スル如クアルモ部隊ニ在リテ如何

判明次第通報ス

ナル書類ヲ準備スヘキヤ

（飯 野 部 隊）

第二十五條

ノ從軍證明書ハ軍屬ニモ當然交付スルモノト思考

見解ノ通

スルモ如何

（宮 林 部 隊）

ノ從軍證明書中賞ニ関スル事項ハ大東亞戰從軍

入隊後（召集者ニ在リテハ最終應

答ニ附與セシ事項ニト解シ可ナリヤ

召後）ノモノヲ記載ス

（田 中 部 隊）

ノ從軍證明書ニ記載スル現役後種ノ豫備從軍

現役ハ現役ノ記載ニ官等守級ハ

官等級ハ第十八條ニ據ル進級後ノモノヲ記入スルキ

モノナルヤ又賞ノ欄ニ於テ長期在隊者ニシテ兵精

勤章附與年月不明ノモノノ記入要領如何

(飯野部隊)

第二十六條

ノ留片名簿ノ整理中。〇兵站病院ニ入院等ト記

スヘキモノハ部隊ト同行サル入院患者ノ記入スヘキニ

アラサルヤ

(後藤部隊)

ニ四月二十日内地還送ノ爲和浦丸ニテ九龍港ヨリ出

發シ未タ到着及轉属ノ通報ヲ受ケサル者ハ如何

ニ整理スヘキヤ

(飯野部隊)

(經理關係)

第二十七條

ノ本属官廳廢廳セラレシ他官廳ヨリノ從軍

研究ス

進級後ノモノヲ記載セラレ度

同年次兵ヲ調査スル簿ノ方法依
リ極力記入セラレ度
止ヲ得ルハ年月ノ記入ニテモ可ナリ

見解ノ通

上部欄外ニ理由ヲ記シ抹殺ビサ
ルモノトス

文官以下ニ対シテモ退職賞與ヲ支給セラルル者^{如ク}慮

セラレ度 (鐵道部)

臺灣ニ留守宅ヨ有スル者モ十二月分迄留守宅

送金済ナルヤ (鐵道部)

現地除隊者ニ対スル退職賞與俸給給料等

支給ハ現地復員部隊及朝鮮臺灣沖繩ニ

飯送スル人員ニ限ルモノナリヤ或ハ八月十五日以降

現地除隊者ヲ悉皆包含スルモノナリヤ (鐵道部)

留守宅渡ヲ為シアル者中進級ニ依リ現官等級

ニ相違アルモノノ處置指示相成度

理由

一現官等級ノ退職賞與ヨリ留守宅渡(本俸

旧官等給)ノ十二月分ヲ差引支給シテ可ナリヤ

二終戦後進級昇給發令セラレタル者及現官等給

送金済ノ旨ナルモ詳細未ダ連絡ツカズ

未タ決定ニアラス

貴見ノ通回ノ方法ニ依ルコト

留守宅渡官等給ニ相違アルモハ留守業務部
 対シ新留守宅渡表更願ヲ通牒シ現官等給
 ニ致セン復員に伴フ諸給典金ハ凡テ現官等給
 ニテ支給スルキヤ
 留守業務部ニ於テ進給ヲ見ルモノトシ回ノ法可
 ナリト思考ス

例 甲 中尉(二等給)ハ昭和三年八月二十日附大尉(

三等給)ニ進給シ從來留守宅渡(中尉)等給ト
 スレハ

① 方法
 2790円(大尉三等賞典) - 1020円(中尉前) = 1770円(退職賞典支給額)

② 方法
 2790円 - 1470円(大尉三等) = 1320円(退職賞典支給額)

(宮林部隊)

現地ヨリ直接台湾沖繩及朝鮮ニ飯還スヘキモノ
諸給典金ヲ部隊ニ於テ支給スル場合如何ナル通貨

ヲ以テスルヤ

(宮林部隊)

現地除隊解雇傭者ニ対スル諸給典金(退職賞

英其他)ノ支給ハ何日附發令ノ者ヨリ實施スヘキヤ

其ノ方法承リ度

(宮林部隊)

家族招致者ニ対シ本年九月以降家族招致手當及

特別臨時手當ヲ支給済ナルモ返納セシムヘキヤ

返納ハ事實上困難ト認ムルモ處置承リ度
(宮林部隊)

野戰郵便貯金ハ内地携行許可金額ニ合算セラルヘ

キヤ別途ナルヤ承リ度

(宮林部隊)

患者還送ノ際上陸時ニ於ケル護送員及患者ニ對

スル經理上ノ諸給典ハ何人ノ實施スルヲ至當トスル

患者還送開始時ニハ經理官モ先發シテ又且病

臺灣飯還者ハ法幣ヲ以テ支給
スヘキモ沖繩及朝鮮飯還者ハ日
下總軍ニ照會中

八月十五日以降ノ分トス

返納セシメス

別途トスル
内地携行金ハ現金ト承知アリ度

業務指針ニ據ラレ度

院船の場合ハ護送員ハ乗船セス (北村 部隊)

ハ附表第十三退職賞與支給要領第一項但書中

留宅渡ヲ實施シアル營外者ニ対シテアルモ

ハ營内者ニシテ留宅渡ヲ實施中ノ者ニ対シテハ如何

ニ處置スルカ可ナリヤ又從未留宅渡ヲ爲シアル

營内者ニシテ八月分ヨリ新ニ營外ニ轉シタル者ハ如何

ハ上月分相當額ヲ本人ニ対スル退職賞與トシテ各留

宅ニ対シテ送金済トアルモ送金年月日判明并

リシヲ以テ階級算給基準判明セス賞與受領證

作製ノ場合ノ控除額不明ナリ如何ニ整正理スルカ可ナ

リヤ (堀井 部隊)

ハ第三條第六號ハ終戦後現在迄既ニ現地ニ召集

解除セル者(内地居住者)ニ対シテモ適用セラルルヤ適

用セラルルモトセハ郵便貯金振替送金ノ方法ニ依ル手

營内者ニ対シテハ上陸地ニ於テ本條増條

(特定戦地乙)ノ合計ノ上月分ヲ支給スハ

キモトス八月分ヨリ新ニ營外ニ轉シタル者

ハ留宅業務部ニ異動通報ヲ到着シ

アル場合又ハ異動通報ハ提出シアルモ留

宅業務部ニ到着セルヤ否ヤ不明場

合ハ總テ本俸ノ上月分ハ留宅ニ

対シテ送金済トシテ支給スヘキモトス

總テ現地ニ於テ處理スヘキモトス

0843

續中委任状ノ必要ナキヤ

(中田部隊
堀井部隊
佐々木部隊)

及留守宅渡實施者ニ関シ進級昇給等ニ依ル留守宅渡

金額ノ変更ハ陸軍留守業務部ニ於テ其都度変更

シテリヤ否マ内地トノ通信杜絶ノ爲判明セズ依テ十月

末日現在調テテ俸給留守宅渡一覽表陸軍留

守業務部ニ提出済ナリニヨリテ退職賞與俸給

ニ際シ算出控除基準トシテ可ナリヤ

(堀井部隊)

及軍人ニ対スル諸給與金ヲ振替送金ニ依ル場合附表

第十四ニ様式中扶養家族数ハ営内者ノ場合記入

スルヤ否ヤ (堀井部隊)

第十號(前々號)ニ依リ處理セ

レ度

臨時家族手當ノ支給ヲ受ルモノ

ハ記入スヘキモトス

以規定第十六條ニ規定スル者ノ内部隊長ニ対スル給興ハ
部隊ニテ急サス給興通報ニ依ルヤ (堀井部隊)

以臺灣總督府ヨリ配屬中ノ郵便檢閲要員ニ対シテ

モ退職賞與支給ハ行ハサルモト解シ差支ナキヤ
(重藤部隊)

以現在隊中ノ軍人軍屬ノ九月以降俸給ノ返納整理

ヲ命セラレタルモ家族携行ノ軍屬ニシテ十月末現地解

雇傭セシモノ九月十月分ハ返納セシムル必要ナキモト

解シ差支ナキヤ 又家族招致手當並ニ特別臨時手當

ノ場合モ右ニ準シ返納ノ必要ナキヤ (重藤部隊)

以八月十日附少尉任官者ノ出戰手當ハ上陸地ニ於テ

支給スルモト解シ差支ナキヤ (重藤部隊)

以朝鮮臺灣沖繩ノ方面取還者並ニ現地除隊(召

集解除)者及雇傭者ニ対シ復員伴ノ金銭給

上陸迄ノ俸給ハ上陸時支給スルモトシ
他ハ給興通報ニ依リ處理スルモトス

貴見ノ通

返納ノ要ナシ

(上陸地ニ於テ支給セラルルモノハ規程

ニ明示セラレアルモノニ限ル)

現地ニ於テ處理スヘキモトス

臺灣取還者ニ法幣ヲ以テ支給ス
ヘキモ沖繩朝鮮ニ關シテ八月下總軍
ニ照會中ナリ

18

與ハ儲備券ヲ以テ支拂ルルモノト思考スルモ該金額ニ對
スル特別携行證明書交付セラルルモノナリヤ又將來儲備
券ノ中國外搬出許可セサル場合大洋券ト交換斡旋

セラルルモノナリヤ

(重 藤 部 隊)

ハ第三七條ノ九ハ前除セラルルモ内地經由朝鮮飯還公實

施セラレサルモノト解シ差支ナキヤ

(重 藤 部 隊)

20 復員ニ伴フ金錢經理ノ參考ニ依テハ退職賞與俸給

給料算以外ノ戦地ニ於ケル未支給分等ハ一切支給シ

ナイ又除隊召集解除前ニ進級セシメタル下士官以

下ニ對スル金錢ノ整理ハ行ハナイトアルハ將校准士官

ノ際除隊召集解除前進級者ハ金錢整理ヲ行フモ

ト解シ差支ナキヤ

(重 藤 部 隊)

21 九月以降扶養家族ノ人員ニ増減アリタル場合増減

ノト支命スベキモノナリヤ 又若シ増減支給正當トセハ

「本件ハ臺灣ヲ除キ一般者(内地
飯還者)ニ關シ決定ハ同時解決
スルナラン」

貴見ノ通

除隊召集解除前トアルハ除隊召
集解除當日ノ意味ニシテ將校
准士官モ含マサルモノトス

増減支給留汗業務部ニ異動
通報スベキモノトス

0846

留存宅関係考慮セズ整理シテ差支ナキヤ

(重 藤 部隊)

22 八月現在留存宅送金實施者ニ対スル退職賞典

一部前金支拂額ハ「復員件」ノ金銭經理ニ參

考附表ニ不拘八月現在留存宅渡額千二月

分送金消ナルモト解シ差支ナキヤ

(重 藤 部隊)

23 輸送證票ハ各府縣先任者ノ引卒ニ在リテモ

各人ニ支給セララルヤ、又先任者ノ指揮ニ依ルモノ

ハ別ニ支給セララルヤ

(肝 兵 團)

24 退職賞典支給者中現地召集解除後兩軍

屬トシテ採用セラレタル者ハ軍屬トシテ受給資具

格アリヤ

(肝 兵 團)

25 八月以降進級昇給セル者(留存宅渡賞典實施中

ノ營外者)ニテ留存宅渡金変更届ヲ提出セス

貴見ノ通

各府縣先任者ノ引卒ニ依ル場
合ハ部隊輸送ニ準スルモノト思考セ
ラル

受給資格ヲ有スルモノト又

貴見ノ通處理シテ可ナルモ備考

ニ算出ノ基礎ヲ明記シ置カレ度

19

旧本俸ヲ留存宅渡トシテ差額ハ現地支給スニ
対スル俸給退職賞典受領證(附表第十四)
支給額計三月分俸給差額ヲ加算シテ可
ナリヤ 尚之カ算出内譯書(附表第十四)表
其ノニ於ケル俸給欄ニ差額ヲ計上シテ可ナリヤ
(中田部隊)

0848

九月二十日附曹長二等給昇給ヤ者ニ付ル(変更
届未提出)退職曹長ハ曹長二等給ノ額ヲ以テ本俸
戦地増俸併セテ十月分ヲ支給シテ可ナリヤ

(中田部隊)

復員先結直前ニ於ケル下士官以下ノ進給ノ場合之ニ

併フ金錢整理ハ行ハストルヲ以テ請給共ハ旧階級

ニ依リ整理スルモノト解イテ差支エナキヤ

(中田部隊)

台湾ニ直接取還スル台湾總督府交通局冰造軍

屬ニ付スル俸給其ノ他金錢給共ハ取還後台湾軍ヨ

リ受シルヤク取計ハ一度

理由

收地ハ取還スル軍人軍屬ニ付スル請給共ハ内地陸

後給共ヤラハニ及シシ台湾ニ取還スル者ニ付スル金錢

可ナリ

本俸ハ第六十八條ニ據ル進給者ニ付
シテノミ進給整理ハ行ハサルモノト
ス

研究ス

給共ハ乗船也ニ於テ完了スル如クナリ居ルモ乗船時、
携行金ニ一定ノ制限アリ從ツテ折角ニ給共モ之カ
携行事實上不可能トナルヘシ一面臺灣飯還者
ハ飯還後、生活不安定ナリミナラス、状況ニ依リテハ
更ニ内地ヘ引揚ケサルヘカラサル等極メテ不利ナル
事案モ豫想セラル、ニ付之ヲ救済、為本安米、也
ノ御高既ヲ仰度

(郵便部)

以直接内地ハ飯還スル臺灣總督府交通局派遣軍
屬ノ身分關係(退官解雇)ハ本屬ニ於テ處理シ金
錢給共ハ臺灣ニ飯還スルモト同様臺灣軍ヨリ受クモト
ニセラレ度
理由
全員原職復級ヲ希望シ居ル状態ニテ内地飯還

研究ス
本件給共關係ハ内地ニ於ケル本屬
官廳ニ於テ處理セラルヘキニ付、
必要ナレト認め、尙察施上モ困難
ナリ

ノ場合於テモ良官、儘内世逆信虎関係亭廳へ
ノ轉職ヲ切望致シ居ル次第ニシテ之カ實現ニ本廳
ノ斡旋ヲ考慮ヤラルヘキニ付希望ス

金錢給共ニ対シテハ本年六月以降各人ノ陞格昇給
等不明ノ為飯台後昇給額、追給等精算ヲ要
スニ付凡テ台湾軍ヨリ給共方考慮アリ度

(郵便部)

30. 台湾飯還着ノ上陸世ヨリ原前屬地迄ノ旅行ニ対シ
輸送証票ノ如キモノヲ交付セラレサルヤ

(郵便部)

一 第三十八條

前途資金残額(諸備券)返納時期如何流通不
策ナク現在速急指示ヲ希望ス

(中田部隊)

研究ス

近ク通牒ヤラル

第一三十一條

附表第十五、被服若裝携行基準表ト波集作命

甲第六八張別冊軍需品交付要領別紙ト其

品目員數ニ相違アリ過剩品ハ部隊現集未始也

出発ノ際直接中國側並視部隊ヘ引継キ不足呈

（西外套、外套、背裏表、地下足袋、巻脚絆、飯盒、天幕）

ハ概ニ中國側ヨリ借用シテルモノヲ携行セシメ差支ナキ

モノト解ス

尚右引継書ハ上陸地ニ於テ復員本部ニ提出スルモノ

ト解ス

（所 部 隊）

之被服若裝若着基準ト現在支給サレテハモノト著

シキ差異下下モ何レニ依リ計畫且準備スルハキヤ

尚同條第三項ノ第一號以外ノ者レノ内三冊枝計畫

ヲ含メテ差支ナキヤ

（中 田 部 隊）

別ニ附示セラル

尚引継書ハ悉皆提出ス

0852

聯合國側ノ指示ニ依リ差支アルハキ

モ取敢ス限ニ支給シテルモノニ付計畫

準備セラレ度

含ムモノト解ス

3. 被服器具携行基準表(中夏衣袴)トアルモ留保シ

アルモノハニナリ乗船前一旦ハ返納スヘキモノナリ (中野部隊 南加部隊)

4. 現駐地出発時残置品ノ處理要領(如何) (南加部隊)

一 第三子ニ係

1. 第三子ニ係第三子ニ係第三子ニ係ニ於テ糧食、藥品、夫裝

兩履等ヲ可成多ク携行スル(如何)規定セラレアルモノ之等ニ

關シ中國側ト折衝ハ完了シテリヤ (中野部隊)

2. 現有天幕ハ中國側ニ返納スヘキモノニシテ之ヲ返納ノ時

機如何又之ヲ携行セサル場合ハ軍ニ於テ處置下リヤ

(飯野部隊)

3. 乗船地集結以降ノ豫備糧食、照附材料、燃料、報告

別ニ指示セラル

現駐地出発時ニ於ケル軍需品ノ處理要領ハ目下研究中ニ付決定次第ノ別途ニ指示セラル

中國側トハ迄於折衝ヲ進メアリ

中國側ト折衝未済ナルモノノ處理行改度希シキナリ

別ニ指示セラル

0853

甲紙類等ハ軍ヨリ補給ヤラルキ又ハ部隊ノ現況ニ
應ジ自隊確保スヘキヤ
(宮林部隊)

一、第三十八條

ノ性ニ病患着ハ事實ハ部隊ト行動ヲ共ニ出来得ヤル
ヤ
(直一兵團)

之附條第二ニ示サレル集申地檢度ハ目下檢度資
材ノ關係上完全ヲ期シ難シ之ニ要ス資材ヲ交付
サラレ度(別ニ請ホス)
(純兵團)

一、第三十九條

ノ飯還將兵ニ下月分ノ藥物ヲ携行セムトテモ其ノ
品目ハ終戦直後軍ヨリ指示ヤラレタモ、準備シテ可
ナリヤ

或ハ更メテ携行ヤレムコトナク終戦直後分既ヤ建
ラ

現症ナリ患者ハ入院ヤレルカ付ナリ

病原檢索ハ軍ニ於テ實施スルニ

付兵團ニ於テハ檢診ノ實施セ

ラレ度

飯還時携行スヘキ藥物ノ品目數事

ハ別ニ指示ス

終戦時分既ヤレタモ、部隊ノ保有藥物

ヲ多カラレル為、手短ニテ本藥物ハ

意味スルヤ（補充追加不可ナリヤ）（帝社部隊）

本條ニ據リ携行セラルル約一ヶ月分ノ藥物ハ

イ、部隊一ヶ月間ノ患者ニ要スル程度ノ藥物ナリヤ

ロ、各人一ヶ月間ニ罹患可儀ノ病目ニ対スル藥物ナリヤ

ハ、各人一ヶ月連続服藥ヲ続ケテノ藥物ナリヤ

ニ、様ニ解シ得ルモ何レヲコトスルヤ（櫻井部隊）

一、第一條

借用衛生材料ノ返納ハ如何ニテ遂行ナリヤ既に未だ

ヨリ上陸迄ニ必要ナル衛生材料ノミヲ携行シ他ヲ未

だ世終テ返納スルヤ或ハ現在借用衛生材料ハ凡テ

携行比陸地復員本部ニ返納スルヤ（所兵團）

醫務室ニ於テ使用スルヲモ當トス

ロニ據ハラセ当トセン

尚品目数量ニ關シテハ單ヨリ別

指示ス

器械ハ移管目録ニ據リ中斷側ニ

返納シ藥物ハ後發部隊ニ引継ス

ノトス

0855

2. 乘船地集合ニ先立テ過剩衛生材料ハ舍営地区司令部ニ返納スルヤ、軍医部ニ返納スヘキヤ
(角和部隊)

3. 乗船時携行衛生材料ハ部隊軍医ニ任セラルルヤ、或ルハノ僅ナルモト希望セルモノ多シト思料セラルル
(角和部隊)

4. 医板類ハ携行飯還スル如クアルモ中國側トノ借用ノ關係ハ如何ナルモノナリヤ
(飯野部隊)

5. 部隊裝備用医板類(衛生材料)ハ部隊飯還ニ際シ現借用材料中ヨリ充當セラルルヤ、又新ニ軍ヨリ交付セラルルヤ兼リ度
(純兵團)

第四十二條

現在医教室ニ保管シタル現認事實證明書控入院患者名

器械ト處理ハ册籍ニ同シ、藥物其他ハ舍営地区内後發部隊ニ引継クモノトス

軍ヨリ別ニ指示ス

医板類ハ中國側ニ返納シ必要品ノミテ輸送間致急用トシテ携行スルヲ定携行品ハ別ニ指示ス

前師ニ據リ處理セラルル度

燒却處理シテ可トリ

24

0856

簿籍本日誌綴及診断簿ノ處理ハ如何ニスルヤ 凡テ擧行
シ復員本部ニ引継クモノナリヤ (肝兵團)

第四三條

遺骨護送者部隊より先ニ復員本部所在地香港ニ上陸見
賜合所傷部隊到着迄待機セシムルモノナリヤ 或ハ任務終了後

級郷セシムルモノナリヤ

(肝兵團)

爾今軍司令部ニ遺骨ヲ頂托スルモノニ付提出書類ハ如何
ニルモノヲ要スルヤ又遺骨遺留品名簿ハ軍司令部ニ於

テ調製セラルルヤ

弔慰狀ハ調製セサルモ可ナリヤ 調製スルモノトセハ軍軍

ニ提出済ノモノモ調製スルヤ

(飯野部隊)

後者ニ據ルモノト思考ス

爾後ノモノハ部隊ニ奉安シ置キ部隊

ニ於テ捧持級還スルモノトス

軍司令部ニ現ニ奉安中ノモノハ軍軍

テ調製スルモ部隊奉安ノモノハ部隊

ニ於テ調製セラルレ度

何レニテモ差支ナシ

3. 郵便部所屬軍傷ノ遺骨ハ郵便部要員台灣銀邊ノ
際台灣ハ捧持セシメラレ度
貴意ノ通處置ス

理由 規定ニ依レハ遺骨遺留品ハ内地ハ還送シ復
員本部ハ預託スルコトナリ居ルモ遺族ハ關係ノ考慮

シ台湾ハ捧持セシメタキニ依ル
(郵便部)

第四十四條

1. 就職斡旋希望者名簿ノ記載事項アルモ様式ハ示サ
レテラス様式一定ノ要ナキヤ
(肝兵團)

研究ス

2. 飯御後ノ就職斡旋ヲ必要トスル者ハ範圍内ニハ本屬官

廳察廳トナリ居ル他官廳ヨリノ從軍文官ヲ含ムコト

解シ差支ナキヤ
(鐵道部)

貴見ノ通

第四十五條

3. 給請求ニ要スル證據書類トハ如何トルモノヲ整備スヘ

十月三日田集恩功第百一號公案五三

25

0858

キヤ教示アリ度

(安田部隊)

邦参照セラレ度

一別表第一其二轉役希望者名簿トハ如何ナル者ニ付調製
スルヤ

(後藤部隊)

現後藤部隊ニシテ轉役ヲ希望スルモノニ付
調製スルモノトス
本件ハ改正セラルル予定

0859